

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、柞田川沿岸土地改良区連合から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成28年9月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 退任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	大西 恵志	観音寺市大野原町丸井387番地1	平成28年7月26日

2 就任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	岡田 武志	観音寺市大野原町丸井599番地1	平成28年8月19日